

令和5年第1回津南町議会定例会会議録

(3月17日)

招集告示年月日		令和5年2月20日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和5年3月2日 午前10時00分			閉会	令和5年3月17日午前11時39分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野 徹	応・出	
	3番	久保田 等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端真一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津 進	応・出	
	6番	江村大輔	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田 稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田 昌	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員長	涌井 直		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者	村山詳吾	○	
	福祉保健課長	野崎 健	○	病院事務長	小林 武	○	
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	鈴木 真臣		
会議録署名議員	4番	関谷 一男		8番	村山 道明		

〔付議事件〕

(3月17日)

- |       |   |           |   |
|-------|---|-----------|---|
| 日程第1  | } | 議案第16号    | 財政調整基金の処分について   |
| 日程第2  |   | 議案第17号    | 地域経済活性化事業基金の処分について  |
| 日程第3  |   | 議案第18号    | 令和5年度津南町一般会計予算  |
| 日程第4  |   | 議案第19号    | 令和5年度津南町国民健康保険特別会計予算  |
| 日程第5  |   | 議案第20号    | 令和5年度津南町後期高齢者医療特別会計予算   |
| 日程第6  |   | 議案第21号    | 令和5年度津南町介護保険特別会計予算  |
| 日程第7  |   | 議案第22号    | 令和5年度津南町簡易水道特別会計予算  |
| 日程第8  |   | 議案第23号    | 令和5年度津南町下水道事業特別会計予算   |
| 日程第9  |   | 議案第24号    | 令和5年度津南町農業集落排水事業特別会計予算  |
| 日程第10 |   | 議案第25号    | 令和5年度津南町病院事業会計予算  |
| 日程第11 |   | 発議案第1号    | 津南町議会の個人情報保護に関する条例の制定について   |
| 日程第12 |   | 令和4年請願第3号 | 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願  |
| 日程第13 |   | 発議案第2号    | 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める<br>意見書の提出について                              |
| 日程第14 |   | 請願第1号     | 「新潟の最低賃金は信越・北陸・関東13都府中<br>12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求<br>める」請願書 |
| 日程第15 |   |           | 議員派遣の件について  |
| 日程第16 |   |           | 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について  |

## 議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

議案第 16 号 財政調整基金の処分について

### 日 程 第 2

議案第 17 号 津南町簡易水道事業運営基金の処分について

### 日 程 第 3

議案第 18 号 令和 5 年度津南町一般会計予算

### 日 程 第 4

議案第 19 号 令和 5 年度津南町国民健康保険特別会計予算

### 日 程 第 5

議案第 20 号 令和 5 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

### 日 程 第 6

議案第 21 号 令和 5 年度津南町介護保険特別会計予算

### 日 程 第 7

議案第 22 号 令和 5 年度津南町簡易水道特別会計予算

### 日 程 第 8

議案第 23 号 令和 5 年度津南町下水道事業特別会計予算

### 日 程 第 9

議案第 24 号 令和 5 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

## 日 程 第 10

### 議案第 25 号 令和 5 年度津南町病院事業会計予算

議長（恩田 稔）

議案第 16 号から議案第 25 号まで、一括議題といたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第 16 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 16 号について採決いたします。

議案第 16 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 17 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 18 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

令和 5 年度一般会計予算案に反対の討論をいたします。

桑原町政 2 期目の新年度予算は、町長の目玉政策であった総合診療医等研修奨学金などの条例案が反対多数により否決され、医師確保への 1,000 万円の予算額は今後の臨時議会で削除されること。町長の医師確保への思いは十分理解できますが、多額の税金を町単独で拠出しようとする姿勢は、物価高騰電気料金の高騰などで町財政を圧迫し、町民の暮らしも厳しさを増すなか、到底理解は得られない。新潟県の医師数は、全国で 45 位でありま  
す。医師の偏在をなくし、必要な所に医師を派遣する。地域を守るため、国や県は、私たち津南町のような自治体病院を支える責任があります。どこの地域でも、医師を必要とする所に医師を派遣する制度を作る必要性を他の地域の病院とも連携して、国や県に働きかけるべきです。

保育園増築関連では、2 回の入札不落。入札不落後、議会に説明もなく、国土交通省の入札検証事業に申請をしました。議会軽視と言わざるを得ません。最終検証結果の報告はまだです。不落の原因を「行政のチェック体制ができていなかった。」と責任を職員のせい

し、自身の拙速な建設ありきの姿勢が重大な結果を招き、建設業者や町民、議会からの不信感を抱かせた。今後の保育施策の進め方を注視していきます。

全国に広がる給食費無償化にも後ろ向きで、近隣自治体から遅れを取り、保護者負担を強めています。

第8波の新型コロナウイルスの感染者は減少傾向ですが、今でも医療医療現場は大変です。今後、第8波より大きい第9波が来ない保証はありません。医療従事者や介護従事者が大変な思いをしたことを忘れずに、危機感を持って第9波が来るのを防ぐ対策を講じなければなりません。国は、5類移行で治療費の公的補助の縮小を決めました。患者や町の負担を強いるものです。5類に移行しても、新型コロナウイルス感染症がなくなるわけではありません。新型コロナウイルス感染症抗原検査キット配布事業の実現で町民の安心と医療機関のひっ迫を少しでも軽減できたことは感謝いたします。

埋蔵文化財拠点施設への多額の予算と費用対効果、災害時の対応など、シミュレーションが必要ではないか。今後も注視をしていきます。

スマート農業、大規模化を進める農業施策も高齢化を見据え、農業者の切実な声を聞き、支援する姿勢を強めていただきたい。

最後に、地方自治法第2条第4項で、「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」と規定されています。町長は、国の悪政から町民の命と暮らしを守る防波堤になってください。

これからの町政を職員とも、町民・議会と共に進めていくことを願い、反対の討論いたします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

令和5年度一般会計予算に賛成の討論をいたします。

例年、予算編成では、基金の取崩しを極力抑えることを心がけてきていただいておりますが、今年度は電気料をはじめとした、あらゆる物価の高騰の影響により、経常的な経費を増額せざるを得ず、最近では一番厳しい財政運営となり、今年度の重要施策の取組、同時に、将来に向けた持続可能な行財政運営を行っていくには、財政調整基金から4億9,900万円もの取り崩しは致し方ないものと理解をいたします。

そんな厳しい財政のなかではありますが、五つの特徴を持たせた予算編成で、一つ目としまして、ライフステージに寄り沿った少子化対策、子育て支援対策では、結婚支援のための出会いの場創出等の事業。

二つ目として、安心できる医療介護の体制づくりの推進では、介護職の修学資金貸与等の事業。

三つ目として、特色ある産業が持続的に成長するまちづくりでは、継業支援等の事業。

四つ目といたしまして、暮らしの安全を守り、利便性を高めるでは、マイナンバーカードでのコンビニでの証明書等交付事業等。

最後の五つ目といたしまして、まちの魅力を高めながら発信するでは、「米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in つなん」の開催をはじめとするブランド力向上事業等。

財政が大変厳しいなかではありますが、町の持続可能な発展のために、五つの各分野において、新しい取組が見られたことを評価し、令和5年度一般会計予算に賛成いたします。賛同を願います。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第18号について採決いたします。

議案第18号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第19号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

国民健康保険特別会計予算に反対の討論をします。

「コロナ禍、物価高のなか、保険料が高い。やりくりして払い続けている。」との声が寄せられています。医療を受けるには保険料を払わざるを得ません。2020年度までは、町の一般会計から繰り入れて保険料を低く抑えてきましたが、2018年の国保の都道府県化により、県が管理して算定式や集め方など指導するようになり、法定外繰入の解消を求められて、値上げしてきました。今年度は据え置きですが、物価高騰から見れば、値上げと同じです。

町長は、さきの一般質問の答弁でも、「国保料の負担軽減を図るため、法定外繰入を行ってきたが、国や県の指導があり、国は法定外繰入の解消を強く求めており、法定外繰入を行っている場合、補助金の一部において、当町だけでなく、県が受ける交付金について減額される。」と答えておられますが、まさに国・県の圧力であり、ペナルティです。市町村が自らの判断で、自治体独自の保険料を減免したり、拡充することにペナルティを課すなどともないことです。コロナ禍と物価高で、私たち自営業者や農家、無職の方が多い国保加入者の生活はもうギリギリです。国からペナルティを課される決算補填等目的の法定外繰入を削減、解消することは廃止しなければなりません。現時点では、ペナルティを課さない決算補填等以外の目的なら、地方税法717条、例えば、子どもがいることは特別な事情、障害者、ひとり親などや高齢者所得が激減した世帯などが当てはまります。それ

は減点の理由にはなりません。保険料減免額に当てはめるためのような条例減免を実施するために行われた法定外繰入は続けて良い繰入れで、私たちの町も取り組むべきです。

国は、昨年 11 月の都道府県内での保険料水準統一化を進めるため、保険料水準統一加速プランを策定すると明らかにしましたが、各都道府県、市町村によって状況は異なります。完全統一されれば、値上げせざるを得ません。町長は、「上がることは十分想定される。」と答弁していますが、保険料水準の統一や法定外繰入解消の押し付けをやめさせ、国の負担を大幅に増額すること、子どもの均等割の対象年齢拡大と軽減額の拡大を求めて反対討論とします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 19 号について採決いたします。

議案第 19 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 20 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

後期高齢者特別医療会計に反対討論します。

また保険料は引き上げられる。年収が 153 万円を超える 75 歳以上の後期高齢者を対象に医療費が大幅に引き上げられようとしています。政府岸田文雄首相は、昨日 3 月 16 日の衆議院本会議で、2020 年度時点での負担率は、現行制度で 13.34%、見直し案で 14.06%となる見込みだと、75 歳以上の医療保険料引上げなどを盛り込んだ健康保険法改定案を明らかにしました。物価高騰の下、年金は減らし、昨年 10 月からは後期高齢者医療費の窓口負担も倍増しており、受診抑制が懸念されます。出産育児一時金の引上げに伴い、財源の一部に後期高齢者の医療保険料増額分を充てようとしています。現役世代の保険料の負担の上昇を抑制するためというのであれば、制度発足から減っている後期高齢者医療費に占める国庫負担の比率を改め、国庫負担こそ増やすべきです。弱い者同士で負担を押し付け合うような仕組みにしてはなりません。大企業、富裕層優遇の是正、5 年で 43 兆円という大軍拡予算の見直しにより財源を確保すべきです。

町は、後期高齢者の医療を守るため、国庫負担を増やすよう求めて反対討論とします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 21 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 21 号について採決いたします。

議案第 21 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 22 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 22 号について採決いたします。

議案第 22 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 23 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 23 号について採決いたします。

議案第 23 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 24 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 24 号について採決いたします。

議案第 24 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 25 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

令和 5 年度津南病院事業会計予算に賛成の立場で申し上げます。

津南病院は今、林院長先生、佐野副院長先生を先頭に職員が一丸となって、病を診てもらい来院者や入院患者に安心・安全な医療を提供し、町民に頼ってもらえる病院として、最大限に取り組んでおります。そのように私は認識しています。

新年度からは中長期計画で示されている地域連携体制、在宅医療や生活習慣、糖尿病などの予防医療を主眼として、内科、整形外科、外来の新たな取組や訪問診療の拡充をするなど、かかりつけ医病院としての使命が強く伺えます。これからも林院長先生を中心にして、院長自ら経営感覚を持って病院運営が行われるものと考えております。

他方、津南病院は医師不足であります。1 年後、開院する県央基幹病院が看護師職員の確保ができたとの報告です。しかし、医師については確保が難しいために、全国から募集をしています。今、県は、当病院医師確保に向けて、オンライン海外留学費用補助制度などを設けて、全力で支援をしています。現在 2 名の医師が勤務して制度を活用中であります。

津南病院がこれからの中長期計画を進捗する上で最も大きな課題は、先々が心配な医師確保です。私は、希望を踏まえて、新年度予算を執行していただきたいと願うものです。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 25 号について採決いたします。

議案第 25 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 11

### 発議案第 1 号 津南町議会の個人情報の保護に関する条例の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第 1 号を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（草津 進）

趣旨説明をいたします。

令和3年の第204回通常国会において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立しました。これにより、国において、従来の個人情報保護法など複数の関係法律が統合され、新たな個人情報保護法が本年4月1日から施行されます。地方公共団体の個人情報保護制度についてでも新たな個人情報保護法における全国的な共通ルールが適用され、今まで地方公共団体ごと別々に規定されていた制度が一元化されることになりました。

しかし、地方公共団体の執行機関は、新たな個人情報保護法の適用を受けますが、地方公共団体の議会については、国会や裁判所などと同様に、その独立性を確保する考えから、新たな個人情報保護法の適用対象からは除かれております。地方公共団体の議会が保有する個人情報についても適正な取り扱いが確保されるよう、必要規定を設ける必要があることから、全国の地方議会において、今年度末までに同様の条例の制定が求められており、このたび、本条例の制定について発議するものであります。

条例案の内容を説明いたします。

第1章では、本条例を制定する目的又は本条例で使用する文言の定義のほか、第3条では、議会の責務を規定しております。

第4条から始まる第2章では、個人情報の不適正な利用の禁止や安全管理措置又は個人情報取り扱い職員の義務など、個人情報の適正な取り扱いについて規定しております。

第3章第17条では、議会が保有する個人情報ファイルの取り扱いについて規定しております。

第18条から始まる第4章第1節においては、個人が議長に対し、議会が保有する自らの個人情報の開示を請求することができること及びその請求手続について規定しております。第31条から始まる第2節では、議長から、開かれた自らの個人情報の内容が事実でないと考えるとき、議長に対し、自らの個人情報の訂正を請求することができること及びその請求手続について規定しております。第38条から始まる第3節では、議会が保有する自らの個人情報の利用の停止を請求することができること及びその請求手続について規定しております。

第47条から始まる第5章では、苦情に対しては、迅速な処理に努めることなどを規定しております。

第53条から始まる第6章については、職員などが個人情報の不正な取り扱いをした場合の罰則規定を設けております。罰則については、地方自治法第14条第3項に「普通地方公共団体は条例に違反した者に対し、罰則を科する旨の規定を設けることができる。」と規定されております。これにより、地方検察庁との協議を踏まえ、第53条以降に不正があった場合、それぞれ懲役又は罰金に処する旨を規定しております。

本条例は、議会事務局が保有する公文書などに関わる個人情報を保護することを目的に制定するものであり、執行機関に直接適用される国の法律との適合性を図りつつ、全国町村議会議長会からの指導のもとに、各条例文を整理いたします。

本条例の可決後は、議長の権限において、津南町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を定め、様々な手続に係る関連書類の様式など事務的な部分について規定し、実際

の運用に当たることになります。

議員各位の賛同をお願いするものであります。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 12

### 令和4年請願第3号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願

議長（恩田 稔）

令和4年請願案第3号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

それでは、令和4年請願第3号について、御報告をいたします。

昨年11月28日に、全日本年金者組合新潟県本部執行委員長稲葉正美様より、「物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める請願」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。

請願の趣旨は、「年金だけで生活している高齢者にとって、年金で全ての生活を賄うことは厳しく、特に老齢基礎年金だけの受給者にとっては、健康で文化的な生活を営むことは難しく、生活保護へ移行する高齢者も増えてきております。このようななか、公的年金制度は、高齢者や障害者の生活を保障するものになるよう、老齢基礎年金等が物価上昇に見合う年金となるように支給額を改善することを要望する。」というものであります。詳しい内容については、お配りしてある資料を御覧ください。

総文福祉常任委員会では、昨年12月7日に審査を行いました。内容に不明瞭な箇所が複数あり、継続調査といたしました。去る3月2日、再度審査をいたしました。その中での意見は、「このところ物価上昇が著しく、少ない年金でのやりくりが大変なのはよく理解できる。」「実際、高齢者世帯は生活保護の申請が増えてきている。」などの意見が出されました。

その結果、総文福祉常任委員会では、全員賛成で採択することといたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

令和4年請願第3号について採決いたします。

令和4年請願第3号に対する委員長報告は、採択です。

令和4年請願第3号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、令和4年請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

### 日 程 第 13

#### 発議案第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第2号を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今ほどは、請願に御賛同いただきまして、ありがとうございました。

発議案第2号について御説明をいたします。内容につきましては、高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等となるような支給額に改善していただきたいということで、請願の内容と同じでございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣の5人の方に提出をする予定でございます。

この意見書に対して、議員の皆様のお賛同をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第2号について採決いたします。

発議案第2号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 14

### 請願第 1 号 「新潟県の最低賃金は信越・北陸・関東 13 都県中 12 位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書

議長（恩田 稔）

請願案第 1 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（村山道明）

令和 5 年 2 月 20 日に受理いたしました「新潟県の最低賃金は信越・北陸・関東 13 都県中 12 位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書」の件について、常任委員会を開催し、本件の審議を行いました。

内容については、事前に配布しておりますので、要約し述べさせていただきます。中央最低賃金審議会の答申を受けて、新潟地方最低賃金審議会は 31 円プラスし、890 円といたしました。昨年 6 月、閣議決定され、最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指して、引上げに取り組むといたしました。これを受けて、請願書中には、少なくとも 1,000 円未満の地方を早急に 1,000 円以上に引き上げて、地域間格差を是正してほしいということ。本件請願詳細を紹介者である桑原義信議員から受けながら、委員会として内容を加味して、請願書項目 3 点を含めて審議をいたしました。

先に結論を申し上げます。委員会は反対多数で不採択といたしました。

以下、委員会の意見を要約して申し上げます。

多かった不採択意見は、企業が負担する人件費が増えること、最低賃金で雇用している非正規・パート労働者が多い中小企業では、影響が大きく、（負担が）増加するのは明らかであること。また、要求の 1,500 円以上の最低賃金は、ますます中小企業経営を低迷させる要因となること。今回は時期尚早であるということなど、慎重意見が多数出されました。付け加えることがあります。政府の支援策として、中小企業には、業務改善助成金の制度、すなわち、働き方改革推進支援助成金を上手に活用されたいとしております。

以上、簡単であります。当委員会の報告をいたします。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第 1 号に対する委員長報告は、不採択です。

したがって、まず、本請願採択に賛成の方の発言を許します。

2 番、小木曾茂子議員。

(2番) 小木曾茂子

本請願に賛成の立場から討論いたします。

最低賃金が新潟県が低いということ、この地域が低いということが若者の離反を招いている。若者をこの地に戻すためには、やはり最低賃金を上げていく、その努力が必要であると思います。そのために私は、この請願に賛成し、今後の町のいろいろな補助制度を使っても上げるということを進めていきたいと思います。

以上です。

議長(恩田 稔)

次に、本請願採択に反対の方の発言を許します。

— (討論者なし) —

反対討論なしと認めます。

次に、本請願採択に賛成の方の発言を許します。

— (討論者なし) —

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

請願第1号について採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。したがって、原案について採決いたします。

請願第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

— (起立3名、非起立10名) —

賛成少数です。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

## 日 程 第 15 議員派遣の件について

議長(恩田 稔)

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

— (異議なしの声あり。) —

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

## 日 程 第 16 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長(恩田 稔)

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調

査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

このところの陽気で庭先の梅が開花し始め、日ごとに春めいてまいりました今日この頃、本定例会、議員の皆様から慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

令和5年度一般会計、また、各特別会計予算にいただきました御意見、御指導につきましては十分に留意し、町民の皆様のそれぞれの思い、御意見を大切に、今後も多事多端な町の課題に一つ一つ取り組み、津南町を前進させてまいりたいと申し上げるものでございます。議決いただいた議案が令和5年度、町民の皆様をやさしく照らし、温めるものとなりますよう、全庁一丸となり、魂を入れて取り組んでまいります。

本定例会に感謝を申し上げまして、挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（恩田 稔）

これにて、令和5年第1回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午前10時50分）—